

令和6年7月1日

公 告

陸上自衛隊米子駐屯地
業務隊長 山根木 敏之
(公 印 省 略)

陸上自衛隊米子駐屯地における食堂及びクリーニング並びに理容
の設置及び経営に関する業者の募集について

鳥取県米子市両三柳2603に所在する陸上自衛隊米子駐屯地において、
食堂、クリーニング又は理容を設置し、経営を行う業者について、次のとお
り募集します。

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)又は同等の資格を有すること。
- (2) 各契約機関等から、取引停止の処置を受けている期間中の者でないこ
と。
- (3) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合は
その者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体
である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者を
いう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等
に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を
いう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団
員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第
三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなど
している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜
を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、
若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利
用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有し
ている者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公
募に参加しようとする者でないこと。

2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく、行政財産の使用許可

3 設置業種及び店舗数

- | | |
|-------------------|------|
| (1) 食 堂（飲酒提供を含む。） | 1 店舗 |
| (2) クリーニング | 1 店舗 |
| (3) 理 容 | 1 店舗 |

4 募集要領の配布

(1) 期 間

令和6年7月1日午前9時から令和6年7月22日午後5時まで
(土、日、祝日を除く。)

(2) 場 所

鳥取県米子市両三柳2503
陸上自衛隊米子駐屯地業務隊厚生科

5 その他

細部は、募集要領による。

6 連絡先

陸上自衛隊米子駐屯地業務隊厚生科（担当：大内）

電 話：0859-29-2161 内線326

F A X：0859-29-2161 内線384